

(2) 規制・誘導計画

① 交通規制・誘導の基本方針

i イベントとして成立させるための前提方針

- ・イベント会場にはバス及び緊急車両以外入れない「トランジットモール」とする。
- ・イベント会場内のバス及び緊急車両の走行は片側1車線(第3走行帯)とする。
第3走行帯以外はイベント空間、バス乗降空間として活用する。
- ・馬場通りは全ての車両を進入禁止とする。(緊急車両を除く)

ii 規制を実施する際の基本的な考え方

- ・中心市街地に用事のない車両はなるべく早い段階(手前)から通行規制について周知させ、イベント実施区間周辺の迂回道路に交通が進入・集中しないように努める。
- ・イベント実施区間周辺の商業施設、二荒山神社参拝客の駐車場への誘導は、イベント実施区間を走行させないよう警備員等による円滑な誘導を行う。
- ・イベント実施区間の近くまで多くの車両が進入してきた場合には誘導が困難となることから、「誘導規制エリア」内には車両が進入しないよう手前から誘導を行う。
- ・イベント実施区間にやむを得ず車両が進入してきた場合(特に大通り沿線に対するアクセス意志のある車両に対して)、円滑に処理するために必要最低限の車両は誘導しながらイベント実施区間を通過させる。
- ・イベント実施に合わせて各交差点での交通量調査を実施するが、当該データは将来的なトランジットモールの実現可能性を検討する際に有効に活用する。

② 流入車両の属性別に見た規制の考え方

交通規制・誘導の基本方針をもとに、イベント実施区間を通過する車両を流入車両の属性別に以下の2種類に分け、それぞれの目的に応じた適切かつ円滑な規制・誘導を行う。

1) 通過車両 …イベント実施区間へのアクセス目的が無く通過することを目的とする車両)

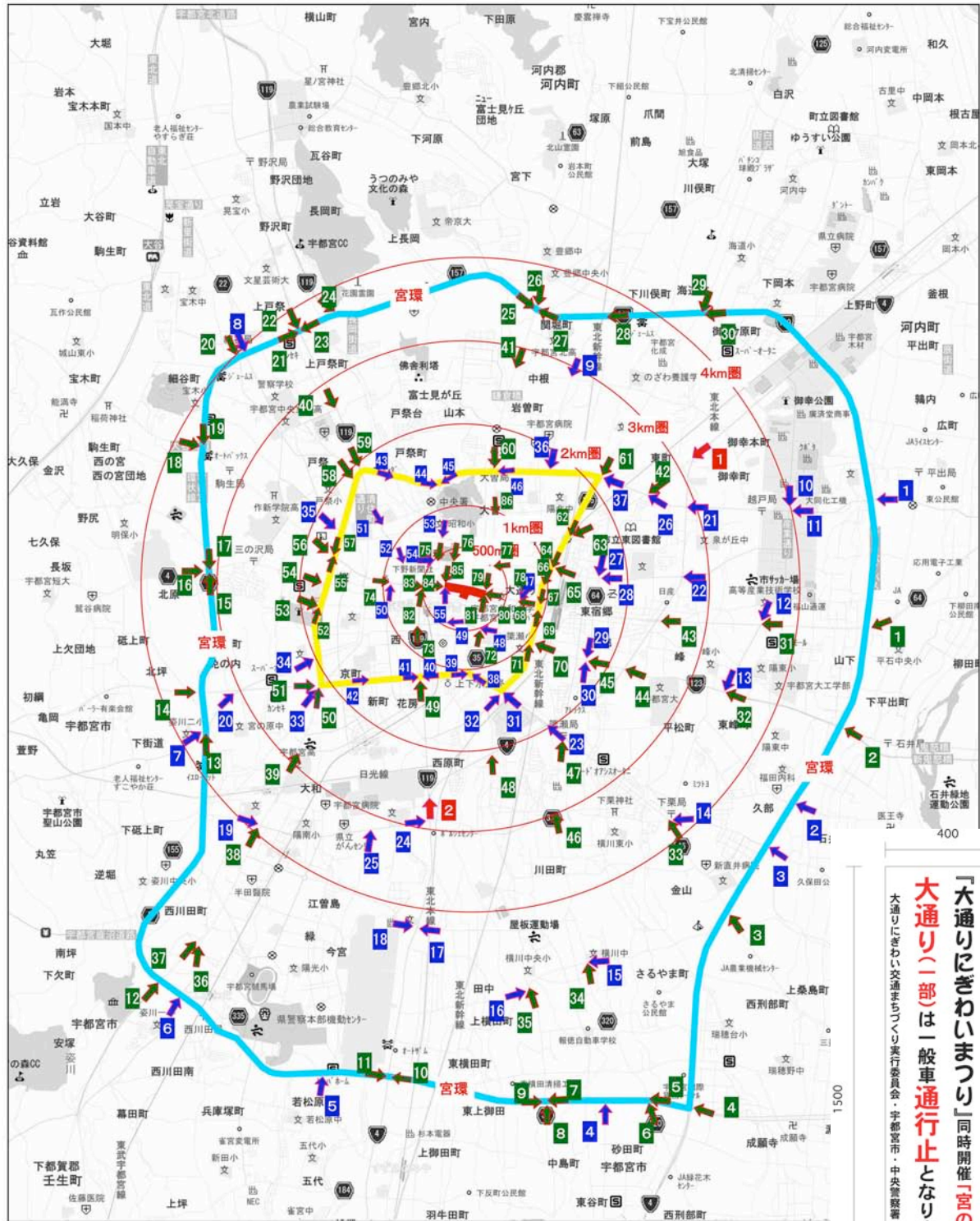
2) エリア1内発着車両…エリア内に通勤・帰宅、購買、業務、私用などでアクセスする車両)

分類	基本的な考え方	対応策	備考
1) 通過車両			
エリア外(外側)で流入抑制・誘導			
エリア2より外側	流入抑制	立て看板の設置	主要道路に設置
エリア1より外側	周辺道路を迂回させる	事前周知の徹底/新聞、ラジオ等	
業務交通(定常)	① 西→東: 北側回り	立て看板の設置	
	② 東→西: 南側回り	警察・警備員による誘導	
観光交通(非定常)		周辺施設でチラシ配布	
2) エリア1内発着車両			
会場への流入を規制(緊急車両除く)			
エリア内に居住	・現状の規制に準拠	事前周知の徹底/新聞、ラジオ等	
エリア内で買い物等		立て看板の設置	
業務交通(定常)		警察・警備員による規制・誘導	
観光交通(非定常)		周辺施設でチラシ配布	

③ 規制看板等設置計画

i 予告看板設置計画

- ・市内中心部への流入および通過交通の誘導を行う。
- ・県道・市道への期間: 実験開始2週間前～実験終了まで
- ・国道への期間: 実験開始1週間前～実験終了まで



- ➡ : 宇都宮国道事務所 2 本
- ➡ : 宇都宮土木事務所 86 本
- ➡ : 宇都宮市役所 55 本
- 合計 143 本
- ➡ : 予告看板(単路部よりも速度の落ちる交差点付近に設置)
矢印の示す方向に進行する車両に対して設置
(基本的に中心部へ向かう方向に設置)
(立体交差点は側道に設置)

平成18年11月4日(土)・5日(日) 10時～16時

「大通りにぎわいまつり」同時開催「宮の市」

大通り(一部)は一般車通行止となります

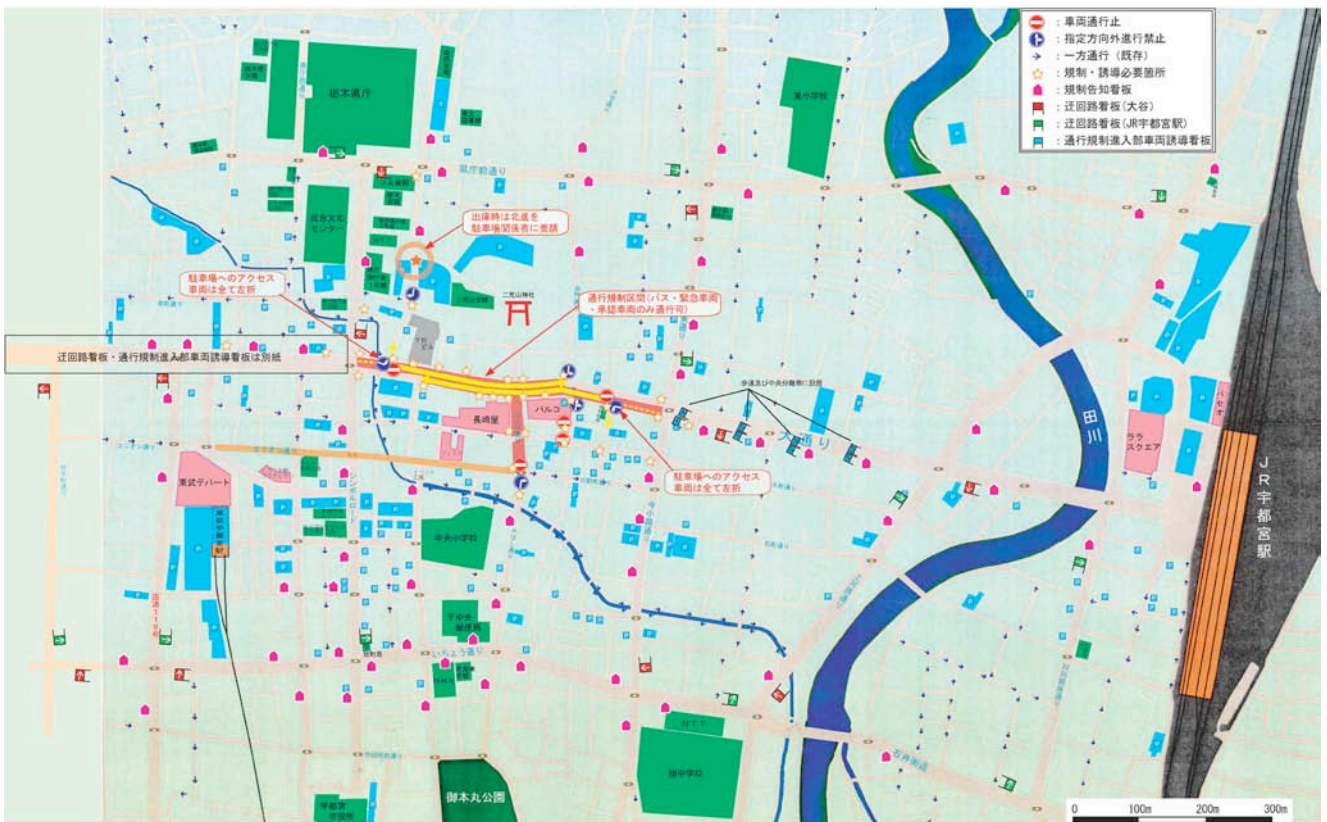
大通りにぎわい交通まちづくり実行委員会・宇都宮市・中央警察署・東警察署・南警察署

1500

300

ii 規制告知看板・迂回誘導看板設置計画

【 大通り周辺規制・誘导图 】



【 大通り周辺規制・誘导图(別紙) 】

別紙：迂回路看板・通行規制進入部車両誘導看板設置位置図
(大通り 本町交差点西側)



【 規制告知看板 】



【 通行規制進入部車輛誘導看板 】



【 迂回路看板(JR 宇都宮駅方面、大谷方面) 】

